

アルコール事業法に基づく 許可申請を検討されている方へ

2024年12月10日

経済産業省 製造産業局 素材産業課 アルコール室

アルコール事業法とは

法趣旨

- アルコールは、食品工業、化学工業、医薬品工業、揮発油（ガソリン）混合用など広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠な基礎物資です。このため、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、アルコール事業法に基づき、アルコールの製造、輸入、販売、使用について、許可制を採用し、一定の条件の下で取り扱うことができます。

対象のアルコール

- アルコール分が、温度15度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量が90度以上のアルコールです。この場合に、計測されるのは容量（体積）であり、重量ではありません。
- 対象となるアルコールは以下に分類されます。
 - ・ 一般アルコール : 製造、輸入、販売、使用の際に許可が必要となるアルコール
 - ・ 特定アルコール : 酒税に相当する加算額が含まれ、販売、使用の際に許可が不要となるアルコール

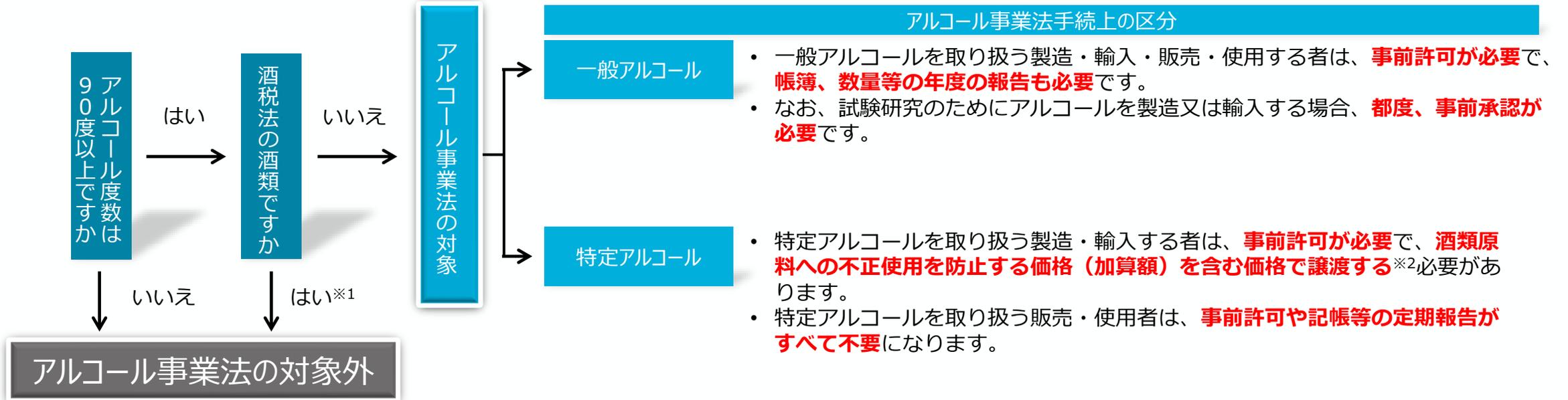
対象の事業者

- アルコールの製造（精製を含む）、輸入、販売及び使用を行おうとする者

アルコール事業法の手続き（判定フロー図）

アルコール事業法の手続きが必要かどうかを判定するフロー図です。

手続きの詳細は、経済産業省HP（<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>）をご覧くださいか、経済産業局・沖縄経済産業部のアルコール室（P.6）へお問い合わせください



注釈

※1) 酒税法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けた者がその免許を受けた製造場において製造する酒類原料用アルコールは、アルコール事業法の対象外です。

※2) 製造・輸入者が、特定アルコールとして譲渡した場合は、加算額を国に申告して国庫に納付する必要があります。

バイオエタノールの製造・使用に関する質問

アルコール事業法におけるバイオエタノールの位置づけ

Q1. 生物資源（バイオマス）から製造するバイオエタノールは、アルコール事業法の対象になるか。

A1. バイオエタノールは、トウモロコシ、サトウキビをはじめ木材等の生物資源（バイオマス）から製造する技術開発も進んでいますが、アルコール事業法では製造の手法を問わず、アルコール度数が90度以上のエチルアルコール（エタノール）が対象になります。

バイオエタノールの国内製造

Q2. 試作エタノールを使用して、SAFの委託製造試験を行うには、どのような手続きが必要か。

A2. 法第四条第三号に基づく試験研究製造の承認を得る必要があります。なお、試作エタノールを使用して、SAFの委託製造試験を行う場合には、試験研究製造の共同研究として委託先の事業者との連名で承認を受けてください。

Q3. 試作エタノールをサンプルとして複数社に提供したいが、どのような手続きが必要か。

A3. 法第四条第三号に基づく承認を受けて試験研究製造した試作エタノールの譲渡はできません。サンプルを譲渡する場合は、法第三条に基づく製造事業の許可を受けた上で、特定アルコールとして譲渡してください。

Q4. 製造したエタノールを譲渡（販売）するにはどのような手続きが必要か。

A4. 法第三条に基づく許可を受けた製造事業者が自ら製造したエタノールを譲渡する場合は、その許可の範囲として認められた行為であるため、法第二十一条に基づく販売の許可を受ける必要はありません。なお、譲渡先は、法第二十二条第三項に基づく許可を受けた事業者（製造事業者、販売事業者、許可使用者、大臣の承認を受けた試験研究製造事業者）に限られます。

バイオエタノールの使用

Q5. 製造事業者が製造したエタノールをSAF製造用として自ら使用したい場合、どのような手続きが必要か。

A5. 法第三条に基づく許可を受けた製造事業者が製造したエタノールをSAF製造用として自ら使用したい場合は、法第二十六条に基づく使用の許可を受ける必要があります。

お役立ち資料

より詳しく知りたい方へ

情報が最も集約されている
経済産業省のHP

アルコール事業法の理解を深める

工業用アルコールの概要やアルコール事業法に関する許可を受ける際の手続き、許可を受けた後に必要となる手続き等について記載しております。

新たに工業用アルコールの使用を検討されている方や既にアルコール事業法の許可を取得されている方にお読みいただき、アルコール事業法の理解をより深めていただくことを目的として作成いたしました。

末尾には、お問い合わせ窓口も掲載しておりますので、詳しくは、各窓口までお問い合わせください。

経済産業省製造産業局アルコール室
平成26年3月

手順マニュアル、様式
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/manual.html>

許可事業者名簿
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

アルコール事業法、
アルコール事業法施行令 など
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/kankeihourei.html>

特定アルコールの加算額
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/tokuteialcohol.html>

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

ホーム | 経済産業省について | お知らせ | 政策について | 統計 | 申請

政策について > 政策一覧 > ものづくり/情報/流通・サービス > アルコール事業

アルコール事業

アルコール事業法は、食品工業、化学工業、医薬品工業など広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠な基礎原料の原料に不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、アルコールの輸入、販売、使用について、許可制を採用し、一定の条件の下で取り扱うことができます。

関係法令

- アルコール事業法の概要
- 特定アルコールについて
- 登録免許税について
- 関係法令
- 特定アルコールについて
- 登録免許税について

パンフレット・リーフレット

アルコールの概要やアルコール事業法に関する許可を受ける際の手続き、許可を受けた後に必要となる手続き等に工業用アルコールの使用を検討されている方や既にアルコール事業法の許可を取得されている方にお読みいただき、アルコール事業法の理解をより深めていただくことを目的として作成いたしました。

アルコール事業法の理解を深める (PDF形式：6,295KB)

【許可事業者向け】
アルコール事業法許可事項の変更手続き (PDF形式：3,828KB)

【許可使用者向け】
アルコールの適正使用のお願い (PDF形式：114KB)

https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/alc_pamphlet_rev.pdf

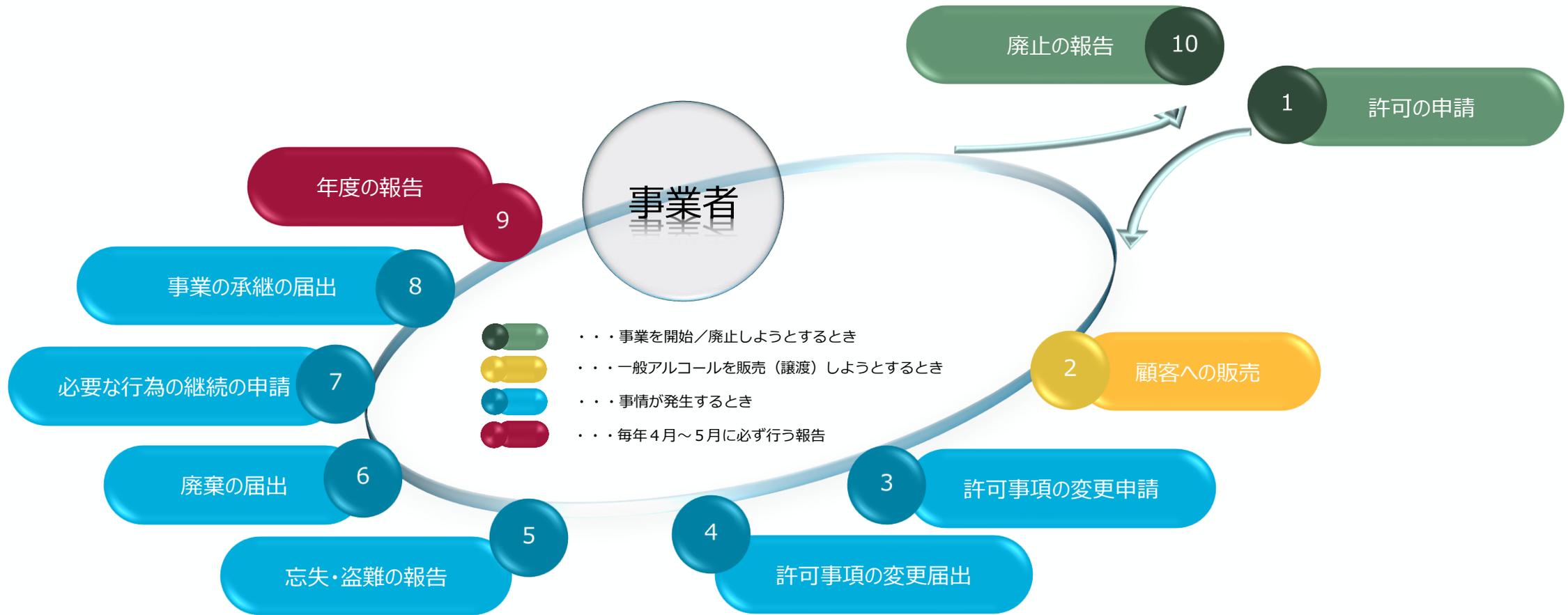
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/>

問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号／メールアドレス／住所	所管地域
北海道経済産業局 産業部産業振興課アルコール室	011-709-1797 bzl-hokkaido-alcohol@meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部産業振興課アルコール室	022-221-4909 bzl-toho-alcohol@meti.go.jp	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東経済産業局 産業部産業振興課アルコール室	048-600-0396 bzl-kanto-arukoru@meti.go.jp	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
中部経済産業局 産業部産業振興課アルコール室	052-951-2785 bzl-chb-alcohol@meti.go.jp	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿経済産業局 産業部産業課アルコール室	06-6966-6029 bzl-kansai-arukoru@meti.go.jp	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室	082-224-5681 bzl-chugoku-alc@meti.go.jp	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室	087-811-8528 bzl-shikoku-alcohol@meti.go.jp	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部産業課アルコール室	092-482-5483 bzl-kyushu-alcohol@meti.go.jp	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部環境資源課アルコール係	098-866-1757 bzl-oki-alcohol@meti.go.jp	沖縄県

一般アルコールの手続き一覧

一般アルコールにおける手続きの主な流れ



※手続きの窓口は、6ページの問い合わせ先と同じです。

一般アルコールの手続き一覧

1

許可申請

<ワンポイント説明>

- 受けたい許可の種類（製造、輸入、販売、使用）によって、添付書類が異なります。
- 手続きの窓口は、本社が所在している都道府県を管轄する経済産業局・沖縄経済産業部です。

<手引きの参照ページ>

【製造】32ページ、【輸入】30ページ、【販売】34ページ、【使用】26ページ

製造	輸入	販売	使用	必要な書類 <添付書類>	提出時期	提出先
○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●事業許可申請書 <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> ・設備等の構造図（図面） ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・アルコール使用明細書 使用のみ ・回収アルコール等に関する書面 使用のみ ・誓約書 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（注）並びに最近の財産目録、貸借対照表、損益計算書（法人の場合） ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面、主たる技術者の履歴書 ・主たる技術者の履歴書 製造のみ ●登録免許税納付届 <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証書を裏面に貼付 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前の申請 ●許可の日から1ヶ月以内 	主事務所の 経済産業局長

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとしたため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。

一般アルコールの手続き一覧

2

顧客への販売

一般アルコールを販売（譲渡）しようとするときは、有償・無償問わず許可を受けていない顧客（事業者）に対して、譲渡することはできません。顧客（事業者）が許可を受けているかどうかの確認は、経済産業省HPに事業者名簿を掲載していますので活用してください。

<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/openlist/download/down.htm>

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

文字サイズ変更 小 中 大

アクセシビリティ
経産省HP

サイト内検索 検索 拡張検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請・お問合せ English

政策について 政策一覧 ものづくり/情報/流通・サービス アルコール事業 事業者名簿

事業者名簿

※法人番号は世界最先端IT国家創成宣言（平成27年6月30日閣議決定）に基づき併記しています。

所管

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
-----	----	----	----	----	----	----	----	----

全局

CSSV形式で事業者・事業場情報（全局）のダウンロードを行います。

事業者

- 許可事業者
- 販売事業者
- 製造事業者
- 輸入事業者

政策について

- 政策一覧
- 経済産業
- 対外経済
- ものづくり/情報/流通・サービス
- 中小企業・地域経済産業
- エネルギー・環境
- 安全・安心
- これまでの政策
- 審議会・研究会
- 白書・報告書
- 法令
- 予算・税制・財投

一般アルコールの手続き一覧

3

許可事項の変更申請

<ワンポイント説明>

変更する許可事項の種類によって「③許可事項の変更申請」と「④許可事項の変更届出」どちらかの手続きを行います。

<手引きの参照ページ>

【製造】5ページ・42ページ、【輸入】5ページ・37ページ、【販売】5ページ・45ページ、【使用】5ページ・55ページ

許可事項の種類	製造	輸入	販売	使用	必要な書類 <添付書類>	提出時期	提出先
設備の能力の変更 製造 貯蔵能力の変更 輸入 販売	○	○	○		● 許可事項変更許可申請書 <添付書類> 変更に係る <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の構造図（図面） ・ 計測機器の名称等の書類 ・ 移送配管内の容積計算書 ・ 事業場全体の平面図 	事前の申請	主事務所の経済産業局長
用途又は使用方法の変更及び使用施設の追加				○	● 許可事項変更許可申請書 <添付書類> 変更に係る <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール使用明細書 ・ 回収アルコール等に関する書面 ・ 貯蔵設備の構造図（図面） ・ 計測機器の名称等の書類 ・ 移送配管内の容積計算書 ・ 事業場全体の平面図 ● 登録免許税納付届（使用施設ごとの用途の増加に係る変更の場合） <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1万5千円の領収証書を裏面に貼付 	● 事前の申請 ● 許可の日から1ヶ月以内	主事務所の経済産業局長

一般アルコールの手続き一覧

4

許可事項の変更届出

<ワンポイント説明>

変更する許可事項の種類によって「③許可事項の変更申請」と「④許可事項の変更届出」どちらかの手続きを行います。

<手引きの参照ページ>

【製造】6ページ・43ページ、【輸入】5ページ・38ページ、【販売】6ページ・46ページ、【使用】6ページ・58ページ

許可事項の種類	製造	輸入	販売	使用	必要な書類 <添付書類>	提出時期	提出先
商号、名称又は氏名及び住所の変更	○	○	○	○	●許可事項変更届出書 <添付書類> ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（注）（法人の場合）	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
代表者の氏名及び住所の変更	○	○	○	○	●許可事項変更届出書 <添付書類> ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（注）（法人の場合）	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更	○	○	○	○	●許可事項変更届出書 <添付書類> ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
法定代理人である場合の代表者の氏名及び住所の変更	○	○	○	○	●許可事項変更届出書 <添付書類> ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとしたため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。

一般アルコールの手続き一覧

4

許可事項の変更届出

許可事項の種類	製造	輸入	販売	使用	必要な書類 ＜添付書類＞	提出時期	提出先
主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地	○	○	○	○	●許可事項変更届出書	事前の届出	主事務所の経済産業局長
事業開始の予定日	○	○	○	○	●許可事項変更届出書	事前の届出	主事務所の経済産業局長
現に営んでいる他の事業種類	○	○	○	○	●許可事項変更届出書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
設備の変更（製造又は貯蔵能力の変更を伴わない変更）	○				●許可事項変更届出書 ＜添付書類＞ ・設備の構造図	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
貯蔵設備の変更（貯蔵能力の変更を伴わない変更）		○	○		●許可事項変更届出書 ＜添付書類＞ ・設備の構造図	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備の能力及び構造の変更（用途又は使用方法の変更を伴わないもの）				○	●許可事項変更届出書 ＜添付書類＞ ・設備の構造図	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
計測機器及び移送配管の変更	○	○	○	○	●許可事項変更届出書 ＜添付書類＞ ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

一般アルコールの手続き一覧

5

忘失・盗難の報告

<ワンポイント説明>

アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに、その旨を経済産業局長に報告し、その検査を受ける必要があります。
提出先は、亡失（盗難）の発生した場所を管轄する経済産業局長になります。

<手引きの参照ページ>

【製造】10ページ、【輸入】10ページ【販売】7ページ【使用】7ページ

製造	輸入	販売	使用	必要な書類	提出時期	提出先
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●亡失（盗難）報告書	直ちに	当該場所の経済産業局長

6

廃棄の届出

<ワンポイント説明>

アルコールを廃棄処分しようとするときは、あらかじめ「アルコール廃棄処分届出書」の提出とともに、経済産業局職員立会いのもとで行なうこととなります。
提出先は、廃棄をしようとするアルコールが蔵置された使用施設・貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長になります。

<手引きの参照ページ>

【製造】10ページ、【輸入】10ページ【販売】7ページ【使用】7ページ

製造	輸入	販売	使用	必要な書類	提出時期	提出先
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●廃棄処分届出書	事前の届出	当該場所の経済産業局長

一般アルコールの手続き一覧

7

必要な行為の継続の申請

<ワンポイント説明>

事業の相続人が欠格条項（法第5条各号）に該当した場合、事業を廃止した場合又は事業の許可が取り消された場合において、半製品又はアルコールが現存するときに、一定の期間、引き続きそのアルコールの製造、譲渡又は使用を継続することを可能とする手続きです。

<手引きの参照ページ>

【製造】10ページ、【輸入】10ページ【販売】7ページ【使用】8ページ

継続内容	製造	輸入	販売	使用	必要な書類 <添付書類>	提出時期	提出先		
製造・譲渡の継続	製造				<ul style="list-style-type: none"> ●継続申請書 <添付書類> ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ） 	事前の届出	主事務所の経済産業局長		
譲渡の継続	輸入	販売		○				○	○
使用の継続	使用							○	

一般アルコールの手続き一覧

8

事業の承継の届出

<ワンポイント説明>

事業の全部譲渡、相続、合併又は分割があったとき、許可を受けて行っているアルコール製造事業等については、事業の譲渡等を受けた者が許可の欠格条項（法第5条各号）に該当しない限り、自動的にその事業を承継することになるため改めての許可申請は不要ですが、遅滞なく承継したことの届け出が必要です

<手引きの参照ページ>

【製造】10ページ、【輸入】10ページ【販売】7ページ【使用】8ページ

製造	輸入	販売	使用	必要な書類 <添付書類>	提出時期	提出先
○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●事業承継届出書 <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の全部譲渡により継続した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 <ul style="list-style-type: none"> (イ)2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 (ロ)イ以外の相続人である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書 ○分割により事業の全部を承継した法人である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継証明書 ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書 	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとしたため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。

一般アルコールの手続き一覧

9

年度の報告

<ワンポイント説明>

許可事業者は、毎年1回、5月末日までに、前年度におけるアルコールの受払等を記載した報告書（1部）を、経済産業局長に提出することが義務づけられています。

<手引きの参照ページ>

【製造】20ページ、【輸入】20ページ【販売】15ページ【使用】15ページ

製造	輸入	販売	使用	必要な書類 <添付書類>	提出時期	提出先
○	○	○	○	●業務報告書 <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> 原料用アルコール譲受け一覧表 製造のみ アルコール譲渡一覧表 製造 輸入 販売 アルコール譲受け一覧表 販売 使用 	毎年、5月末日まで	主事務所の経済産業局長

10

廃止の報告

<ワンポイント説明>

許可事業を廃止したときは、遅滞なく、経済産業局長に届け出てください。

<手引きの参照ページ>

【製造】7ページ、【輸入】6ページ【販売】6ページ【使用】6ページ

製造	輸入	販売	使用	必要な書類 <添付書類>	提出時期	提出先
○	○	○	○	●事業廃止届出書 <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> 廃止の日までにおける「アルコール業務報告書」 廃止の日までにおける「原料用アルコール譲受け一覧表」 製造のみ 廃止の日までにおける「アルコール譲渡一覧表」 製造 輸入 販売 廃止の日までにおける「アルコール譲受け一覧表」 販売 使用 	廃止後遅滞なく	主事務所の経済産業局長